

「手数料の改正について」

答 申 書

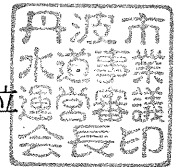
令和 2 年 1 月

丹波市水道事業運営審議会

令和2年1月23日

丹波市長 谷 口 進 一 様

丹波市水道事業運営審議会
会 長 梅 垣 嘉 位



手数料の改正について（答申）

令和2年1月23日付け、丹水経第77号で諮問のあった「手数料の改正」について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1. はじめに

丹波市は、平成 16 年 11 月 1 日に旧氷上郡 6 町が合併し発足した。

近年、少子高齢化や節水型社会への変化に伴い、市民ニーズの多様化、高度化が進み、従来は公共が担っていた業務に、民間事業者が参入するなど、水道事業を取り巻く環境は、大きく変化している。

合併以降、安定給水の確保、水資源の有効活用、水質管理の充実を図るため、水道施設統合整備事業を展開、平成 30 年度には事業を完了し、維持管理の効率化、水需給の安定化を図った。また、平成 23 年 4 月から市内水道料金を統一し、料金格差を解消した。

こうした状況の中、水道事業者は、将来にわたって安全・安心な給水サービスを安定的に提供し続ける責務を担っていることから、計画的・効率的な事業経営を図り、経営環境の変化に対応できるよう、継続的に経営基盤の強化を図り、健全な経営に努める必要がある。

2. 答 申

合併以降、水道事業を取り巻く環境は、大きく変化しているものの、時代に即した制度にするため、現行の手数料の妥当性について、近隣市町の状況を踏まえ慎重な審議を行った。

現在の水道事業が直面している、老朽化した施設や管路の更新費用の増大、人口減による収益の減少といった課題に取り組む中で、手数料は、合併当時に設定されたまま現在に至っている。

本来、手数料等は、サービスの対価として、その利用者から徴収されるべきものである。特定のサービスによって、特定の者が利益を受ける場合には、そのサービスに要する費用は、その受益者が受益に応じて負担すべきである。

これを、市民の水道料金で賄うことは、利益を受けない市民から徴収した料金を特定の者の受益のために要する費用に充てることになり、負担の公平性を欠くこととなる。

これらの認識に基づき、総合的な見地から審議を行った結果、現時点での結論として、次のとおり付帯意見を添えたうえで答申する。

記

- 1 設計審査及び工事検査手数料については、別々に算定するものとする。

給水装置（1件につき）

口径	20 ミリメートル まで	40 ミリメートル まで	50 ミリメートル 以上
設計審査	2,000 円	5,000 円	10,000 円
工事検査	2,000 円	5,000 円	10,000 円

- 2 証明手数料は、一般部局に合わせる。

証明手数料 1 件につき 300 円

- 3 付帯意見

より一層の市民サービスの向上及び事務の効率化に取り組むとともに、今後の水道事業を取り巻く環境を勘案し、適宜見直しを行うこと。

- 4 適用開始時期は、令和2年4月1日からとする。

付 属 資 料

資料 1 丹波市水道事業運営審議会委員名簿

資料 2 審 議 経 過

資料 3 諮 問 書

丹波市水道事業運営審議会委員名簿

委 員	氏 名
丹波市給水条例 第 41 号第 2 項第 1 号	岩 本 優
	徳 田 悦 郎
	酒 井 浩 二
	◎ 梅 垣 嘉 位
	土 田 幸 弘
	竹 村 安 彦
	西 本 進 治
	吉 住 孝 信
	竹 内 安 紀
	若 林 和 好
	渕 上 利 美
	青 木 修
丹波市給水条例 第 41 号第 2 項第 2 号	内 堀 恭 子
	中 道 知代子
	蘆 田 朝 子
	加賀野 洋 美
	中 塚 達 子
	○ 吉 見 温 美
丹波市給水条例 第 41 号第 2 項第 3 号	荻 野 隆太郎
	近 藤 雅 朗

◎：会長 ○副会長

(敬称略：順不同)

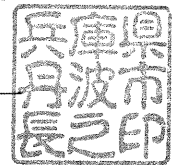
審 議 経 過

区分	日時・場所	審議事項
第 36 回	令和元年 8 月 5 日（月） 氷上住民センター大会議室	・ 水道法改正及び消費税について ・ 今後の検討課題「水道事業給水 条例について（手数料）」
第 37 回	令和元年 10 月 7 日（月） 氷上住民センター大会議室	・ 手数料の改正及び給水装置の適 正な管理について
第 38 回	令和 2 年 1 月 23 日（木） 氷上住民センター大会議室	・ 諮問「手数料の改正について」 ・ 答申「手数料の改正について」

丹水経第 77 号
令和 2 年 1 月 23 日

丹波市水道事業運営審議会
会 長 梅 垣 嘉 位 様

丹波市長 谷 口 進



手数料の改正について（諮問）

標記の件につきまして、今後の水道事業の適正な運営に資するため、下記の事項について、貴審議会に諮問いたします。

記

1 丹波市水道事業給水条例 第 30 条

- （1）給水装置工事申請に係る手数料について
- （2）証明手数料について

諮問の趣旨

1 諮問項目「手数料の改正について」

現在の手数料においては、平成 16 年 11 月の合併当初のままの給水条例を適用し運用してきました。

しかし、近年の人口減少や節水機器の普及、また、水道施設の老朽化により、ます管路の更新需要の増大などにより、水道事業は、ますます厳しい経営環境になると予測しています。

こうした背景を受け、水道事業の持続可能な事業運営のための基盤強化が求められており、経営改革を進めながら、効率的な業務運営に取り組んでいます。

しかし一方、受益の程度に応じて負担されるべき料金については、このような社会変化により、経済の実情や業務の必要経費に応じたものであることが、原則であります。

つきましては、将来にわたり水道事業の健全な運営ができますよう、丹波市水道事業の経営状況及び他市の状況などを踏まえ、総合的に勘案し、手数料の適正な料金の改定について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

